

# 令和3年度岐阜県インバウンド向け 世界レベルのデジタルマーケティング支援業務仕様書

## 1. 委託業務の目的

岐阜県では、コロナ禍において急速に高まっているオンライン需要に迅速に対応するため外国人向けの動画の作成、岐阜県外国語観光ウェブサイト（以下、「県ウェブサイト」という。）の構築運用、SNSを活用した情報発信など、デジタルマーケティング実施に係る基盤を強化しているところである。

こうした中、アフターコロナ・withコロナ時代における本県への外国人旅行者を取り込むため、最先端で且つ効率的・効果的なデジタルマーケティング運用手法を持つ専門事業者のノウハウを取り入れて、岐阜県の誘客策に沿ったデジタルマーケティング手法およびその世界レベルのデジタルマーケティングのPDCAサイクルを高いレベルで回せる仕組みを構築することを本事業の目的とする。

## 2. 委託業務名

令和3年度岐阜県インバウンド向け世界レベルのデジタルマーケティング支援業務

## 3. 委託業務期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）

## 4. 委託業務の内容

受託者は、岐阜県のデジタルマーケティング推進に係る下記の業務を効果的且つ適正に実施すること。

(1) 県ウェブサイト分析、アクセス解析及びコロナ禍等における最適なデジタルマーケティング施策に関する調査・分析

Google アナリティクスを活用したアクセス解析に必要な調査分析を行うとともに、解析レポートの出力整備を行うこと。加えて、アフターコロナ・With コロナ禍における最適なデジタルマーケティング施策に関する調査・分析を行うこと。

### ①アクセス解析等

戦略的な情報発信等の効果測定を図るため、アクセス解析を整備すること。

ア. 対象サイト

- ・県ウェブサイト（8言語）

イ. 体制の整備

- ・十分な知識と実績のあるアクセス解析の技術者を本事業に含めること。

ウ. 分析項目

- ・Google アナリティクスの分析項目を基本とするが、県と協議のうえ、分析項目等を設定すること。
- ・経年比較、前期比較、言語別比較、KPI 分析等の必要な項目設定についても、県と協議のうえ、決定すること。
- ・Google アナリティクスをベースに Google データスタジオを活用するなど、視覚的に分かりやすい解析レポートの出力環境を整備すること。なお、Google アナリティクスやデータスタジオ以外に外部のアクセス解析サービスを利用することも可とする。
- ・また、下記4（2）で述べる SEO 対策等実施後のサイト改善等の効果や他事業でのプロモーション効果等を定量・定性的に把握するために必要な分析を実施すること。

#### エ. 解析レポート提出

- ・分析・解析結果のレポートを、4半期に1度提出すること。
- ・レポートは図や表を用いるなど、視覚的に分かりやすいものとする（成果の見える化）とともに、解析等に対するコメント等を付すこと。
- ・レポート提出時には、県に内容説明を行うこと。
- ・レポート及び報告書については概略版も併せて作成すること。
- ・調査結果に基づいて必要な対策等の提言を行うこと。
- ・解析、調査に係る必要な事項はあらかじめ、県と協議のうえ、実施すること。

### ②アフターコロナのインバウンド戦略を見据え、現コロナ禍における最適なデジタルマーケティング施策に関する調査・分析

#### ア. 概要

- ・サイト分析・アクセス解析の結果とコロナ禍における世界の人々の行動の変容など社会情勢の変化等を定量・定性的に照合し、アフターコロナのインバウンド戦略を見据え、現コロナ禍における最適なデジタルマーケティング施策に関する調査分析を行うこと。

#### イ. 調査報告

- ・分析調査の結果等を報告書として、県に提出すること。
- ・報告書提出時には、県に内容説明を行うこと。
- ・レポートは図や表を用いるなど、視覚的に分かりやすいものとする（成果の見える化）とともに、解析等に対するコメント等を付すこと。
- ・レポート及び報告書については概略版も併せて作成すること。
- ・調査結果に基づいて必要な対策等の提言を行うこと。
- ・解析、調査に係る必要な事項はあらかじめ、県と協議のうえ、実施すること。

### (2) 検索エンジン最適化（SEO）対策に係る提案及び作業

上記4（1）も踏まえ、県ウェブサイトの英語版及び繁体字版における必要な SEO 対策を実施すること。

#### ア. 体制の整備

- ・SEOをはじめとするデジタルマーケティングに精通した、英語及び繁体字のネイティブである人員を本事業に含めること。
- ・十分な知識と実績のある SEO 技術者を本事業に含めること。
- ・効果的な SEO 対策を提案するとともに必要な作業を行うときは、県ウェブサイト管理受託業者と調整のうえ、実施すること。作業にかかる費用は委託費の中に含むものとする。

#### イ. 具体的な作業等

##### ○対象サイト

- ・県ウェブサイト英語版及び繁体字版

<参考>

英語版：<https://visitgifu.com/>

繁体字版：<https://visitgifu.com/tw/>

##### ○課題抽出

- ・現行サイトを SEO の観点から分析し、課題を抽出すること。

##### ○競合調査（英語版のみ）

- ・県外国語観光ウェブサイトの競合サイトや改善のために参考となるサイト等を調

査するとともに、世界的に検索されているキーワード、競合サイトの人気検索キーワードを調査すること。

- ・コンテンツギャップを分析し、最適な提案を行うこと。

○検索ニーズの分析(繁体字版のみ)

- ・岐阜県の観光コンテンツ(ウェブサイトの特徴)及びブランディングを十分に理解したうえで、最適な検索キーワードを分析し、提案すること。なお、検索クエリとコンテンツをマッチさせることにも留意すること。

○その他 SEO 対策に係る調査・分析

- ・その他有効と思われる SEO 対策に係る有効な事前調査・分析があれば提案のうえ、実施すること。

○内部対策・外部対策の実施

- ・トップページ及び下層ページのタイトルタグ、ディスクリプションタグ等の最適化(繁体字版のみ)
- ・外部対策に係る被リンク設定(英語版及び繁体字版)
- ・その他効果的な内部対策・外部対策を提案のうえ、実施すること。(英語版及び繁体字版)

○SEO 対策後の分析及び改善策の提案

- ・SEO 対策後、検索キーワードについて、検索ボリュームツール等(Google サーチコンソール等)を活用して、SEO 対策の効果を検証するとともに、その結果を県に報告すること。
- ・次年度以降に必要な SEO 対策及びウェブサイト改善に係る必要な対策を提案すること。
- ・今後の特集記事等の作成の参考にするため、検索クエリに沿ったコンテンツワードを提案すること。

○留意事項

- ・その他効果的な SEO 対策があれば、必要に応じて具体的な手法等を県に提案し、協議の上、優先順位を付けて実施すること。

(3) デジタルマーケティング施策の運用に対するアドバイザー業務

上記4(1)及び4(2)を踏まえ、デジタルマーケティングに関して十分な知識を有し、且つ、過去に自治体等においてアドバイザー業務等の経験を有する者を用意するとともに、県に対して必要な総合的アドバイス等を行うこと。

ア. デジタルマーケティング実施に係る成果検証の考え方や成果指標及び計測方法の提案

- ・KGI 設定、それに応じた KPI、コンバージョン設定等に関するアドバイス
- ・PDCA サイクルの最適化・具体的なまわし方に関するアドバイス

イ. 分析・計測ツール等の設定及びそれに係る運用方法の提案

- ・Google タグマネージャー運用管理に係るアドバイス
- ・Google アナリティクス運用に係るアドバイス
- ・Google マイクライアントセンター(MCC)運用に係るアドバイス
- ・Facebook ビジネスマネージャー運用に係るアドバイス
- ・オンライン広告運用に係るアドバイス(広告設定、配信等アドバイス含む)
- ・トラッキングデータ等の活用に関するアドバイス

ウ. オフライン、オンライン事業との連携等に関するアドバイス

- ・オフライン事業、オンライン事業への来訪者(ユーザー)に関するデータ収集と分析・活用等に関するアドバイス

- ・オンライン、オフライン事業に係る仕様書の作成、予算要求等に関する相談対応等
  - ・オンライン事業の受託事業者へのアドバイス（広告設定、配信、アクセス解析レポートの確認・分析及び広告運用の改善策や事業最適化等についての提案・助言相談対応）
- エ. 県ウェブサイト及び SNS 等運営に係るアドバイス
- オ. 県ウェブサイトの管理受託業者へのサイト改善提案に係るサポート
- カ. 上記 4（1）も踏まえ、アフターコロナのインバウンド戦略を見据え、現コロナ禍における最適なデジタルマーケティングに関するアドバイス
- キ. その他
- ・デジタルマーケティングに関連する法令改正等に係るアドバイス
  - ・新しいデジタルマーケティング手法に関する情報提供
  - ・県からの要求に応じた、必要なサポート
  - ・その他効果的なサポートがあれば、提案の上実施すること。

#### （4）定例ミーティング等

- ア. 上記 4（1）（2）（3）の実施にあたり、毎月 1 回以上ミーティングを行うこと。
- イ. ミーティング会場は、原則、岐阜県庁とする。
- ウ. 1 回あたりの時間は、2 時間程度とすること。なお、内容に応じて、時間を調整することも可とする。
- エ. ミーティングに係る資料等は受託者が用意すること。
- オ. 新型コロナウイルス等の状況により、岐阜県庁での開催が難しい場合は、オンライン上での開催も可とする。

#### （5）留意事項

- ア. 本事業はデジタルマーケティングを実施する職員のスキル向上と組織として効果的なデジタルマーケティング手法の導入・運用を目的とするものである点を十分に留意し、事業を進めること。
- イ. 県外国語観光 WEB サイト及び県公式 SNS を連動させた情報発信を意識し、相乗効果を図ること。
- WEB サイト「VISIT GIFU」 (<https://visitgifu.com>)
  - YouTube「Go Gifu」 (<https://www.youtube.com/channel/UCrrWcgUNXEoYka-Gu7Kt8IA>)
  - Instagram「gogifu\_japan」 ([https://www.instagram.com/gogifu\\_japan/](https://www.instagram.com/gogifu_japan/))
  - Facebook「Go Gifu」 (<https://www.facebook.com/Go-Gifu-165137586854382/>)
- ウ. 岐阜県のブランディングを理解するため、WEB サイト「VISIT GIFU」内の「Our Philosophy」ページ (<https://visitgifu.com/philosophy/>) を十分に理解すること。

## 5. 業務実施計画書の提出

- （1）受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画（実施体制、事業内容、スケジュール等）を作成し、県に提出する。また、計画を変更しようとする場合には、速やかに県の承認を受ける。
- （2）受託者は、本業務を指揮する業務実施責任者を配置する。同責任者はやむを得ない場合を除き、業務が完了するまでの間に変更しない。

## 6. 業務完了後の提出書類

受託者は本業務完了後、速やかに以下の（1）及び（2）の書類を提出すること。

- (1) 事業報告書
  - ・実施内容
  - ・事業の総括
  - ・その他報告において必要な事項等
- (2) 委託業務完了届

## 7. 支払条件等

- (1) 受託者は、前条の規定による業務完了届を提出し、県の検査に合格した後、所定の手続きに従って契約金額の支払いを県に請求するものとする。
- (2) 受託者は、前項の正当な請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に契約金額を支払うものとする。
- (3) 受託者は、契約金額の前払金の支払いを県に請求することができる。県は、受託者から前払金の請求があったときは、請求を受けた日から 15 日以内に前払金を支払うものとする。

## 8. 著作権等に関する事項

別記 1 「著作権等取扱特記事項」による。

## 9. 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 関係法令の遵守  
委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の一括再委託の禁止  
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認めるときは、県と協議のうえ、その一部を委託することができる。
- (3) 個人情報保護  
受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成 10 年岐阜県条例第 21 号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成 11 年岐阜県規則第 8 号）に基づき、別記 2 「個人情報取扱特記事項」のとおり、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 守秘義務  
受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 立入検査  
県は、事業の執行の適正を期するために必要があるときは、受託者に対して報告させ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができる。
- (6) 知的財産権の取り扱い  
受託者は、本業務の実現のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処することとする。

## 10. 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との委託契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、契約の取消しができる。その場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合には、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、受託者は契約の解除等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供すること。

## 11. 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

## 12. その他

(1) 本仕様書に明示なき事項や業務上の疑義又は変更が発生した場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。

(2) 本委託業務の実施にあたっては、県や関係者と十分に協議するとともに、進捗状況について、随時報告すること。

## 著作権等取扱特記事項

### (著作者人格権等の帰属)

- 第 1 成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第 18 条から第 20 条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は乙に帰属する。
- 2 成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあつては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、甲又は乙が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

### (利用の許諾)

- 第 2 乙は、甲に対し、成果物が著作物に該当する場合には、甲が次に掲げる方法で、成果物を利用することを許諾する。
- 一 岐阜県のデジタルマーケティング施策のため、職員及び関係者へ配布すること。
  - 二 電子データを編集し、改訂すること。
- 2 成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作物のうち、次のいずれかの者が著作権を有する場合には、乙は、あらかじめ乙とその者との書面による契約より前項に規定する利用の許諾を得るものとする。
- 一 乙の従業員
  - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 3 甲は、第 1 項に掲げる方法以外の利用を行う場合には、事前に乙（前項に該当する場合にあつては、前項各号に掲げる者を含む。）に許諾を得るものとする。
- 4 第 1 項及び第 2 項の利用許諾の対価は、契約金額に含まれるものとする。

### (著作者人格権)

- 第 3 甲は、成果物を利用するにあたって、著作者が指定するとおり著作者の表示をするものとする。
- 2 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物を利用するにあたり、その利用形態に応じてその内容を改変（表現又は題号の変更、翻訳、拡大、縮小、色調の変更、一部切除することをいう。以下同じ。）しようとするときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
- 3 甲は、成果物が著作物に該当する場合において、前項の改変を行うときにおいても、当該成果物の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。
- 4 甲は、成果物が著作物に該当する場合において、第 2 項に定める改変以外の改変を行う場合には、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。

### (保証)

- 第 4 乙は、甲に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

### (印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第 5 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データが入った DVD（編集可能な保存形式及び PDF 形式）2 枚を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。

- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- 3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に発注者に移転する。

(注) 「甲」は岐阜県、「乙」は受託者を指す。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

### (責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### (責任者等の届出)

第3 乙は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 乙は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 乙は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

4 乙は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

### (教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員に対して実施しなければならない。

### (収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

### (目的外利用・提供の制限)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

### (漏えい、滅失及び毀損の防止)

第7 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びびき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

- 4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 乙は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。
- 7 乙は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 乙は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 乙は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
  - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
  - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
  - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
  - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

（返還、廃棄又は消去）

- 第8 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
  - 3 乙は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
  - 4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
  - 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

- 第9 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（複写又は複製の禁止）

- 第10 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第11 乙は、この契約による事務については、再委託（第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 乙は、甲の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第12 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第9に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(立入調査)

第13 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めること及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時における対応)

第14 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第15 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第16 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。